

■補助対象工事

(1) リフォーム等工事

区 分	工事の内容	補助金額
外部工事	屋根のふき替え、防水、塗装その他の屋根工事	工事費の10% 又は30万円の いずれか低い 方
	外壁の張替え、塗装その他の外装工事	
	雨樋の取替え、塗装その他の樋工事	
	開口部及びガラスの取替えその他の建具工事	
内部工事	床材、壁材、天井材の張替えその他の内装工事又はタイル工事	
	床材、壁材、天井材の塗替えその他の塗装工事又は左官工事	
	ドアの取替え、襖の表替えその他の建具工事	
	畳の入替、表替その他の畳工事	
	棚、下駄箱の取替えその他の造り付け家具工事	
建設設備工事	ユニットバス、浴槽の取替えその他の浴室工事	
	システムキッチンの取替えその他の厨房工事	
	洗面台、便器(一回の洗浄に使用する水量が6.5リットル以下のものに限る。)の取替えその他の衛生設備工事	
	給水管、排水管及びガス管の取替えその他の配管工事	
	配線、コンセント設置その他の電気設備工事	
	ボイラー、温水器の取替えその他の給湯設備工事	
その他の工事	既存住宅の増改築工事(建物の全部の解体工事は除く。)	
	玄関の段差解消工事その他の住宅への出入りを容易にするための工事	
	外部工事、内部工事、建設設備工事に関連して行う解体工事	

(2) 加算対象工事

	工事の内容や条件	補助金額
耐震化	昭和56年5月31日以前に着工された1戸建ての木造住宅のうち、「松山市木造住宅耐震改修等補助事業」を活用し、耐震化工事を実施した場合	10万円
バリアフリー化	車椅子等での移動を容易にするために通路又は出入口の幅を拡張する工事	10万円
	階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る。)又は改修によりその勾配を緩和する工事	
	浴室を改修する工事のうち、次のいずれかに該当するもの	
	(1) 入浴又はその介助を容易に行うため浴室の床面積を増加させる工事	
	(2) 洗い場の床面から上縁までの高さが低い浴槽に取り替える工事	
バリアフリー化	(3) 固定式の移乗台、踏み台、その他高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	10万円
	(4) 高齢者等の身体洗浄を容易にする器具の取替え及び新設の工事	
	トイレを改修する工事のうち、次のいずれかに該当するもの	10万円
	(1) 排せつ又はその介助を容易に行うためトイレの床面積を増加させる工事	

	(2) 便器を座便式のものに取り替える工事 (3) 座便式の便器の座高を高くする工事	
	トイレ、浴室、脱衣室、その他居室、玄関及びこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	
	トイレ、浴室、脱衣室、その他居室、玄関及びこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口、その他屋外に面する開口の出入口及び玄関並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む。)	
	出入口の戸を改修する工事のうち、次のいずれかに該当するもの (1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 (2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 (3) 戸に戸車、その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事	
	トイレ、浴室、脱衣室、その他居室、玄関及びこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	
省エネ化	窓の日射遮蔽性能を高める工事(窓の日射遮蔽性能を住宅の省エネルギー基準に適合させるために行う内窓の新設又は居室のすべての窓の改修に限る。以下同じ。)	10万円
	天井等の断熱性能を高める工事のうち、次のいずれかに該当するもの (1) 窓の日射遮蔽性能を高める工事と併せて行う工事 (2) 住宅の省エネルギー基準に適合する日射遮蔽性能を有する窓が設置されている居室に対し行う工事	
	壁の断熱性能を高める工事のうち、次のいずれかに該当するもの (1) 窓の日射遮蔽性能を高める工事と併せて行う工事 (2) 住宅の省エネルギー基準に適合する日射遮蔽性能を有する窓が設置されている居室に対し行う工事	
	床等の断熱性能を高める工事のうち、次のいずれかに該当するもの (1) 窓の日射遮蔽性能を高める工事と併せて行う工事 (2) 住宅の省エネルギー基準に適合する日射遮蔽性能を有する窓が設置されている居室に対し行う工事	
	高断熱浴槽(日本工業規格A 5532に適合する保温性能を有する高断熱浴槽又はこれと同等以上の保温性能を有する浴槽をいう。)の設置工事	
リノベーション	平成26年1月1日以降に購入した中古住宅または購入予定の中古住宅に補助の対象となる工事を行った場合	10万円